

計画の基本的事項と施策の方向性の考え方について

1. 計画の基本的事項について

項 目		次期実行計画の方向性	現行計画
①	計画の位置づけ	・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画 ・「第3次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画	変更なし
②	計画期間	8年間 (2023年度～2030年度)	10年間（2013年度から2022年度） 【改定版】5年間（2018年度から2022年度）
③	計画の見直し時期	概ね4年後に社会状況等の変化を踏まえ、中間見直し	変更なし (改定版は、「国における地球温暖化対策やエネルギー政策などの変化を踏まえ、必要に応じて見直し」)
④	目標の基準年度	2013年度 ※国の「次期地球温暖化対策計画」策定後、変更の可能性あり	1990年度 【改定版】2013年度
⑤	計画の目標	<長期目標> 2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ <中期目標> 2030年度までの温室効果ガス排出量の削減割合を今後設定予定	【改定版】 短期目標：2022年度に2013年度比で12%以上削減 中期目標：2030年度に2013年度比で26%以上削減 長期目標：2050年度に80%以上削減
⑥	対象とする地域	枚方市域全域	変更なし
⑦	計画の主体	本市の温室効果ガスの排出に関わるすべての市民・市民団体、事業者、行政のあらゆる主体	変更なし
⑧	対象とする温室効果ガス	・二酸化炭素 (CO ₂) ・メタン (CH ₄) ・一酸化二窒素 (N ₂ O) ・ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	変更なし

2. 施策の方向性の考え方について

(1) 取り組みの基本的な考え方

- 2030年度に向けては、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を見据え、建築物の省エネ化や、市民・事業者などによる省エネルギーの取り組みを進めることで、エネルギー・資源の使用量を極力、削減するとともに、再生可能エネルギーの普及促進により、エネルギー使用に伴い、排出される温室効果ガス排出量を削減していきます。
- 2030年度以降は、さらなる取り組みを進めていくとともに、森林吸収やカーボンリサイクル技術などの脱炭素社会に向けた技術革新による二酸化炭素の吸収・固定化により、「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指します。

(2) 基本方針と取り組みの方向性の考え方

< 1. 現計画の施策体系 >

基本方針	取り組みの方向性
< 基本方針1 > 再生可能エネルギーの利用拡大	1. 再生可能エネルギーの普及・啓発と導入支援 2. 太陽光発電システム等の設置
< 基本方針2 > 省エネルギー・省CO ₂ 活動の推進	1. 市民・市民団体による省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進 2. 事業者による省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進
< 基本方針3 > 低炭素化につながる環境整備の推進	1. 環境負荷の少ない交通体系等の推進 2. 緑の保全と創造 3. 気候変動の影響に対する適応策の推進
< 基本方針4 > 循環型社会の構築に向けた活動の推進	1. 発生抑制行動の促進 2. リサイクル活動の促進

< 2. 新計画の施策の方向性（素案） >

- 「基本方針1」に、再生可能エネルギーの普及促進や環境に配慮した電動車の普及促進、建築物の省エネ化に関する事項を位置づける
- 「基本方針2」に、市民・市民団体、事業者による省エネルギーや省CO₂活動の促進に関する事項を位置づける
- 「基本方針3」に、気候変動の適応策や環境に配慮した交通対策、緑の保全に関する事項を位置づける
- 「基本方針4」に、廃棄物対策や循環型社会の形成に関する事項を位置づける
- 個々の基本方針を横断する基盤的な施策の設定を検討する

< 3. 環境省マニュアルに示された「温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」 >

- ①太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- ②その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- ③都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- ④その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項